別紙26　防災設備の設置場所

　新庁舎内に設置する防災設備の設置場所は、以下に示すとおり。

　設備機器の移設等は市が行うため、機器の設置スペースの確保、機器接続に必要な配管配線を行うものとする。また、危機管理課の機器スペースに設置する機器については、公房会議室において使用できるよう対応する。

**＜防災設備の設置場所＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 機器 | 設置場所 |
| 貝塚市防災行政無線 | アンテナ | 屋上 |
| 本体 | アンテナに近い位置 |
| 非常用発電機 | 本体に近い位置、燃料補充が容易に行える場所 |
| 操作、端末 | 危機管理課の機器スペース |
| 貝塚市防災行政無線（車両等配信） | 親機 | 危機管理課の機器スペース |
| 操作 | 危機管理課、道路公園課、水道サービス課、上下水道総務課、下水道推進課、広報交流課 |
| 大阪府防災行政無線 | アンテナ | 屋上 |
| 本体 | アンテナに近い位置 |
| 非常用発電 | 本体に近い位置、燃料補充が容易に行える場所 |
| 操作、端末 | 危機管理課の機器スペース |
| 全国瞬時警報システム（Jアラート） | 操作、端末 | 危機管理課の機器スペース |
| 大阪府防災情報システム（O-DIS） | 操作、端末 | 危機管理課の機器スペース |
| 大阪府防災行政無線映像システム | 操作、端末 | 危機管理課の機器スペース |
| 震度情報ネットワークシステム | 操作、端末 | 危機管理課の機器スペース |